小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第６２号

福岡県遠賀郡水巻町吉田西５丁目６番３号
再生債務者　犬童　清治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年９月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第７６号

北九州市小倉北区馬借１丁目１番17―705号
再生債務者　山下　成春こと　朴　　成春
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第５号

兵庫県伊丹市桜ケ丘４丁目４番23―302号
再生債務者　佐藤　弘一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月22日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再ロ）第４号

福島県安達郡大玉村大山字前谷地37番地１
再生債務者　國分　孝裕
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再ロ）第８号

兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目560番地
再生債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再ロ）第１００１８号

東京都杉並区高円寺北３―４―14―103（住民票上の住所）千葉県成田市玉造６―７―４
再生債務者　伊藤　兵吾
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第１号

兵庫県加東市天神207番地２
再生債務者　嶋田　翔吾
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月19日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（再ロ）第２号

岐阜県可児市みずきケ丘２丁目28番地
再生債務者　高田　竜次
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再ロ）第４号

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前104番地８
再生債務者　佐藤　弘人
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第３号

神奈川県茅ヶ崎市堤3266番地１
再生債務者　前川峰太郎
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月15日まで
令和８年10月１日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再ロ）第２号

岩手県奥州市江刺田原字蟹沢255番地２
再生債務者　及川由紀菜
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月２日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再ロ）第２号

神奈川県座間市立野台３―20―28　ソリッドファイン座間201（住民票上の住所）川崎市宮前区犬蔵３丁目２番33号　サンシャインヒル宮前207
再生債務者　後藤　　彰
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月23日まで
令和８年10月２日
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号

静岡市清水区天神２丁目１番16号
再生債務者　吉川　昌恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再ロ）第１号

青森県黒石市大字黒石字十三森164番地17
再生債務者　佐藤　翔太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日　青森地方裁判所弘前支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第８号

東京都新宿区高田馬場四丁目17番４号
申立人　金井　喜正
住所・居所　不明
（最後の住所）東京都板橋区幸町48番13号池袋交通（株）
所在等不明共有者　金井　浩一
届出期間満了日　令和９年１月28日
令和８年９月28日
さいたま地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　さいたま市西区大字指扇字金井
地番　1690番
地目　畑
地積　694平方メートル
所在等不明共有者の持分　2万5200分の148